## 調剤済み処方箋の保存サービスについて

- 薬局が電子処方箋により調剤を行った場合、調剤結果を作成して電子署名をしたうえで、電子処方 箋管理サービスに登録します。その後、電子処方箋管理サービスから薬局にタイムスタンプを付与した データを返し、当該データを薬局で保管することになっています。
- 本機能は、薬局が、電子処方箋だけでなく紙処方箋のものを含めた調剤結果のデータを5年間電子 処方箋管理サービスに保存できる、希望制の有償のサービスです。

#### 本機能のメリット

#### 電子処方箋だけではなく、紙の処方箋に対する調剤結果のデータも保存できる

※処方箋データが登録されていない紙の処方箋の調剤結果も保存できます ※既に調剤した処方箋も、調剤結果登録日から100日以内であれば保管可能です

### 保存した電子処方箋の調剤結果データは原本として扱うことができ、 監査等の際に取り出すことも可能

#### サービス利用料は実費を加味し、2,500円/年と安価

※サービス利用料は、年に1回、社会保険分の調剤報酬支払額から控除される予定です

災害時等においても、クラウド上で対策を実施しており、 データの紛失のリスクが低い

# 利用申請方法 利用申請は医療機関等向け総合ポータルサイトから受け付けています。

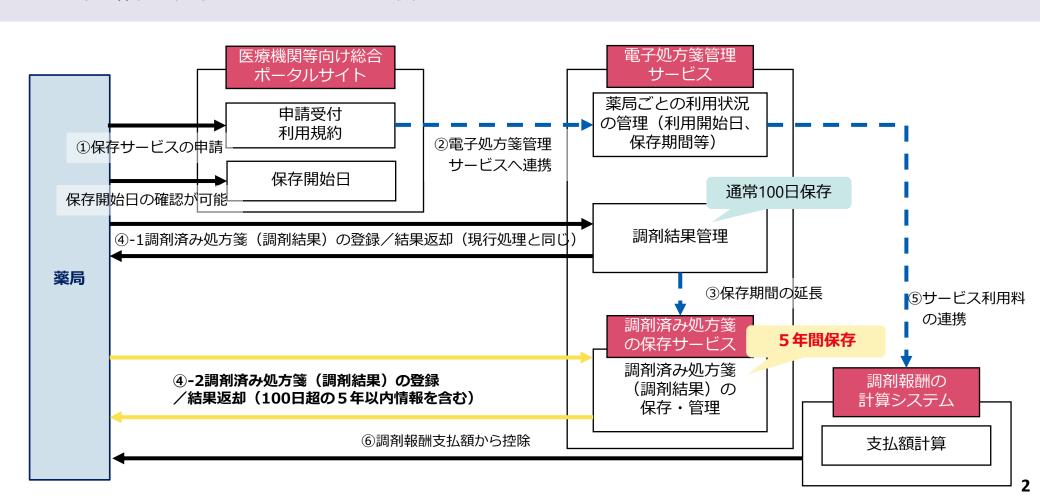


▼利用申請はこちら

調剤済み処方箋の保存サービスの利用申請

## 調剤済み処方箋の保存サービスについて

- 調剤済み処方箋の保存サービスの利用にあたっては、薬局から医療機関等向け総合ポータルサイトで利用申請を行っていただきます。
- 保存開始日以降に保管登録があった調剤済み処方箋が、調剤年月日から5年間保存されます。5年の保存期間中であれば、いつでも取得することができます。



## 調剤済み処方箋の保存サービスについて

#### 関係法令

○地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)

(支払基金の業務)

第二十四条 (略)

- 2 支払基金は、(略)次に掲げる業務を行う。
  - 一 ~ 四 (略)

五 薬局の開設者からの委託を受けて、当該薬局で調剤済みとなった処方箋(第十二条の二第二項の規定により 提供されたものに限る。)を保管する業務

(連合会の業務)

第三十五条 (略)

2 連合会は、国民健康保険法第八十五条の三に規定する業務及び前項に規定する業務のほか、第一条に規定する 目的を達成するとともに、保健事業等に資するため、第二十四条第二項各号に掲げる業務を行う。

(費用)

第三十九条の二 (略)

- 2 支払基金又は連合会は、第二十四条第二項の規定により支払基金が行う同項第五号に掲げる業務又は第三十五 条第二項の規定により連合会が行う同号に掲げる業務を行う場合は、前項の規定にかかわらず、当該業務を支払 基金又は連合会に委託する薬局の開設者から、実費を勘案して政令で定める額の手数料を徴収することができる。
- ○地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令(平成元年政令第二百五号)
- 第七条 法第三十九条の二第二項の規定により社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法第四十五条第五項に 規定する国民健康保険団体連合会が徴収することができる手数料の額は、法第三十九条の二第二項に規定する業 務の委託に係る薬局一施設ごとに年額二千五百円とする。